

諮問番号：令和5年度諮問第7号

答申番号：令和5年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

甲府市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和4年5月27日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく生活保護廃止決定処分に係る審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

法に基づく生活保護について、審査請求人と同一世帯と認定されている審査請求人の長女（以下「長女」という。）に障害年金の受給の疑義が生じたことから、処分庁が、保護決定のため日本年金機構及び金融機関に対し法第29条に基づく調査を実施したところ、長女の障害年金の受給の事実及び審査請求人世帯の手持金等（保有金）〇〇〇〇〇〇〇〇〇円の存在が判明した。

これを受け、処分庁は、審査請求人世帯の生活保護の要否判定並びに保護の停止及び廃止の検討を行い、令和4年3月1日から審査請求人の生活保護を停止する決定処分を行った。その後、処分庁による調査結果を説明する機会を複数回設けたが、審査請求人はこれに応じず、連絡が途絶えたことから、これ以上保護を停止する必要がなくなったため、再度要否判定を行い、同年5月27日付け保護廃止決定通知書をもって、同年6月1日から審査請求人の生活保護を廃止する決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が同年6月11日付けで本件処分について取消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件と

して行われる（法第4条第1項）。

- (2) 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる（法第10条）。
- (3) 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に理由を付し通知しなければならない（法第25条第2項）。
- (4) 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第26条）。
- (5) 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、日本年金機構若しくは国民年金法第3条第2項に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に、報告を求めることができる（法第29条第1項）。
- (6) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない（法第61条）。
- (7) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護

課長通知。以下「課長通知」という。)が定められている。

- (8) 同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすることとされている（次官通知第1）。
- (9) 現に生活保護を受給している者の要否判定については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものである（課長通知第10の6答）。
- (10) 保護を停止する場合として、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるときが挙げられている（課長通知第10の12答1（2））。
- (11) 保護を廃止すべき場合として、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときが挙げられている（課長通知第10の12答2（2））。

3 前提事実

- (1) 処分庁は、平成14年9月2日、審査請求人に対する法に基づく生活保護を開始した。
- (2) 処分庁は、平成25年10月28日、世帯増員のため、長女に対する法に基づく生活保護を開始した。
- (3) 処分庁は、平成27年1月1日、審査請求人と長女の関係悪化により、世帯分離を行った。
- (4) 処分庁は、令和2年5月1日、審査請求人と長女が同居していること

が判明したことから、再度同世帯として生活保護を開始した。

- (5) 処分庁は、平成28年から令和2年までの間に障害年金申請等を理由として検診書を5回発行した。
- (6) 処分庁は、長女に障害年金等の受給を確認するも受給を否認しており、日本年金機構による回答の書類が提出されていないことから、長女の障害年金受給に疑義が生じたため、日本年金機構及び金融機関に対し、法第29条に基づく調査を行った結果、長女の障害年金の受給の事実及び審査請求人世帯の手持金等（保有金）〇〇〇〇〇〇〇〇〇円の存在が判明した。
- (7) 処分庁は、審査請求人の生活保護の要否判定並びに保護の停止及び廃止の検討を行い、保護再開の必要性を考慮し、令和4年3月1日から保護を停止する処分を行った。
- (8) 処分庁は、令和4年3月14日、審査請求人が長女及び弁護士と共に甲府市福祉事務所に来所した際に、手持金等（保有金）について確認したが、審査請求人世帯の申告と処分庁の調査結果が乖離していたことから、再調査を実施し、説明の機会を設ける旨処分庁から説明し、審査請求人らの了解を得た。
- (9) 処分庁は、令和4年4月18日付けで法第29条に基づく調査を行い、審査請求人世帯の手持金等（保有金）〇〇〇〇〇〇〇〇〇円の存在を確認した。
- (10) 処分庁は、審査請求人らに調査結果を説明する機会を令和4年4月7日以降6回設けたが、審査請求人らはこれに応じなかった。
- (11) 処分庁は、審査請求人との連絡が途絶え、保護停止の必要がなくなったことから、再度要否判定を行った結果、長期にわたり（おおむね6か月を超えて）、保護を要しないと認められることから、令和4年5月27日付けで、同年6月1日から保護を廃止する本件処分を行った。

(12) 審査請求人は、山梨県知事（以下「審査庁」という。）に対し、令和4年6月11日付け書面により、本件処分 of 取消しを求める旨の本件審査請求を行った。

(13) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、令和5年7月13日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

4 争点

審査請求人に手持金等（保有金）で生活可能であることを理由として、処分庁が法第26条に基づき保護を廃止した判断は適正か。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁は、手持金等（保有金）で生活可能を理由に生活保護廃止をしているが、手持金についてまったく心当たりがない。長女は障害年金を受給しておらず、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に預金口座を開設していない。
- (2) 保護停止により収入がない中、生活に困窮しており、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人世帯の手持金等（保有金）については、法第29条に基づく再調査を行ったところ、審査請求人世帯に多額の手持金等（保有金）があることに変更がないことを確認した。
- (2) 審査請求人に対する保護の停止は、法第29条に基づく調査により判明した手持金等（保有金）について、現に審査請求人世帯が保有しているかどうかについて、聞き取り結果によっては、保護の再開が必要となることを考慮し、行ったものである。
- (3) しかし、審査請求人との連絡が途絶えたため、これ以上保護停止の必要がなくなったことから、再度要否判定を行った結果、長期にわたり（おおむね6か月を超えて）、保護を要しないと認められることから、課長通知第10の12答2（2）に基づき行った本件処分に違法または不当

な点はない。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 処分庁は、本件処分を実施するに際し、再度の法第29条に基づく調査により、令和4年5月に多額の所持金等（保有金）があることに変更がないことを確認し、再度、保護の要否判定を行った結果、長期にわたり（おおむね6か月を超えて）保護を要しないと認められたものであるから、本件処分に違法又は不当な点はない。
- (2) また、処分庁は本件処分に至るまで段階的に手続を踏んでおり、また、本件保護廃止決定通知書には、本件処分の根拠となる事実について記載されており、処分庁の恣意抑制及び不服申立の便宜という理由が付記される趣旨目的を充足する程度に具体的に明示されていると認められることから、本件処分手続に瑕疵は認められない。

第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

第6 調査審議の経過

令和5年 7月13日 審査庁から諮問書の提出
同年 8月25日 第1回審議
同年11月 6日 第2回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分に係る争点について

(2) 長女の年金受給について

長女の障害年金の受給があるかについては処分庁と審査請求人の主張に齟齬があり、当審査会に提出された資料では年金の受給について判然としなかった。このため、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により、当審査会から令和5年8月16日付けで審査庁に対して確認したところ、同月22日付けで提出された資料（令和3年9月21日付け日本年金機構から処分庁に対して提出された「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」）において、長女に対する年金支給が行われている事実が確認できることから、これに反する審査請求人の主張を採用することはできない。

(3) 保護の廃止処分（本件処分）について

ア 保護の実施機関である処分庁は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第26条）。

イ また、保護受給中の者の保護廃止の判定については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものであるとされ（課長通知第10の6答）、保護を廃止するに当たっては、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときときに行うべきとされている（課長通知第10の12答2（2））。

ウ 本件では、処分庁による本件処分の検討過程について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、当審査会から令和5年8月16日付けで審査庁に対して確認したところ、同月22日付けで提出された令和4年5月26日付けの「ケース記録表」によれば、審査請求人世帯の保有金状況により、16.28月保護なしに生活を行うことが可能であり、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続することが明らかである。

エ よって、課長通知第10の12答2（2）に基づき行われた本件処分について違法又は不当な点はない。

3 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も

認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 網倉 義久

委員 吉澤 宏治